

JASTPRO 453

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

2016-07/08

今月号の内容

- 記事1. 平成27年度 事業報告及び決算報告 1
- 記事2. ◇連載◇ 貿易の実務と理論(21) 5
早稲田大学名誉教授 椿 弘次
- 記事3. サプライチェーンEDI最新事情 ～最新技術の取込みとリスク～ 14
国連CEFACT日本委員会運営委員長 菅又 久直
- 記事4. 【観光雑感】2016年の今、新しい観光の姿が見えてきた 20
NPO法人観光情報流通機構(略称JTREC) 堀田 和雄
- 記事5. UN/LOCODEの新規承認 25
- 記事6. 国連CEFACTからのお知らせ 27

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事1. 平成27年度 事業報告及び決算報告

平成27年度事業報告及び決算報告につきましては、平成28年6月1日(水)に開催されました第10回理事会において決議され、その後平成28年6月22日(水)開催されました第7回評議員会において承認されましたので、その主要な事業報告の概要をご紹介します。

なお、詳細な事業報告書と決算報告書は弊JASTPROホームページに掲載しておりますので以下をご参照願います。

<http://www.jastpro.org/about/financialdata.html>

《事業別活動》

(1) 広報等普及事業

イ 広報普及事業

- ① 国連CEFACTが推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向、各種勧告、我が国及び諸外国の法令、手続き、政策の動向等の情報を収集し、当協会が発行する広報誌(「月刊JASTPRO」、月1回発行)並びにホームページ上に編集・掲載するとともに、当協会の賛助会員及びこれらの動向等に関心を有する関係団体・機関、企業等に幅広く配布しました
- ② (一社)全国中小貿易業連盟が兵庫・大阪・横浜地区において開催する時局講演会(3地区で約220名が参加)、その他関係団体が主催する会合等に、それぞれの要請に基づき講師を派遣し、国連CEFACTの動向や貿易関係手続の簡素化・電子化に関する普及・促進活動を行いました。
- ③ また、早稲田大学の名誉教授で当協会の国連CEFACT日本委員会の委員長を長年務めている「椿弘次氏」にお願いし、「貿易の実務と理論」とのテーマにて、当協会の広報誌に連載(平成26年9月以降)しました。
- ④ 国連CEFACTがこれまで歩んできた貿易関係手続簡素化・貿易円滑化に向けた活動の歴史について、関係団体・機関等の皆様に理解いただくことを目的に、国連CEFACT活動の中心となる「国際貿易手続」、「サプライチェーン」、「行政」、「産業分野特化」及び「手法及び技術」の5つの企画開発分野での取組状況等を「国連CEFACT入門」として要約のうえ製本化し、関係機関・団体等へ広く配布しました。

ロ 制度・電子化調査研究事業

- ① アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査

平成27年度においてはアフリカに焦点をあて、同地域が高成長を続ける中で、多様な経済活動の拠点として、また消費マーケットとして注目を集め、多くの日本企業が事業展開を行っている状況等を踏まえ、アフリカでの貿易取引等に関する電子化の状況等を調査しました。

特に、我が国が国連CEFACTのアジア・太平洋地区ラポータ¹として活動を展開している中で、アフリカ地区ラポータ(セネガル)との従来からの相互の連携関係を活用し、同ラポータが議長を務めるAACE (African Alliance for Electronic Commerceの仏名略称) 主催のもと、平成27年10月5日(月)～7日(水)までの間、アフリカの中央部に位置するコンゴ共和国の首都ブラザビル (Brazzaville) において開催された「International Single Window Conference 2015 (ISWC)」に参加し、その参加国から得られた情報等をもとに、また、アフリカ各地での我が国からの勤務経験者や進出企業等の協力得て入手した情報をもとに、さらには我が国に開設されたアフリカ開発銀行アジア代表事務所のネットワークをも活用しつつ、アフリカ54ヶ国における貿易取引とその電子化の動向について報告書として要約し、関係団体や関係企業等に対し情報提供を行いました。

併せて、本年8月には「第6回アフリカ開発会議 (TICAD VI)」が1993年以降日本で開催してきたなかで、初めて海外(アフリカ・ケニア)で開催される予定であり、今後は我が国の官民一体となったアフリカ市場の開拓や企業交流など、更なるビジネス関係の強化が期待されている状況を踏まえ、「アフリカでの貿易取引とその電子化の動向」とのテーマにより本年2月、外務省アフリカ部及びJICAアフリカ部の協力を得て、そしてアフリカ地区ラポータ(セネガル)を招聘しJASTPROセミナーを開催しました。

② 諸外国での電子インボイスの運用状況調査(継続事業)

当協会は、平成26年度調査研究事業として、NACCSが輸出入者等に提供する「電子インボイス業務」機能の利用が十分には進まない状況等に焦点をあて、諸外国、特にアジアの中でも貿易関係書類の電子化が進む、シンガポール、台湾、及びタイにおける電子インボイス業務の実態と課題等について現地調査を行い、これを関係機関に提言するとともにNACCSを含む関係企業に情報提供を行いました。

平成27年度においては、この提言が国連アジア太平洋経済社会委員会(国連ESCAP)事務局や、NACCSセンターが参画しているPAA (Pan Asian e-Commerce Alliance)²においても注目を集めていることを受け、その実効可能性について当該機関の担当者等との継続した協議を実施しましたが、どのような仕組みで取扱うのかなど具体的な課題もあり、現在のところ最終的な結論を得るに至っていません。

③ 国連CEFACT日本委員会の活動に対する支援

国連CEFACT日本委員会(JEC³)は、我が国において国連CEFACTが開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として平成2年に関係業界団体、企業等により設立されました(当協会が事務局)。

JECは、総会を平成27年7月に、運営委員会を平成27年6月及び平成28年4月(国連CEFACT総会審議の関係で4月に開催)にそれぞれ開催し、また、JECの下部組織である「国連CEFACT標準促進委員会」を平成27年6月及び平成28年3月の2回にわたり開催しました。当協会はその事務局

1 ラポータとは、フランス語のRapporteurの英語読みで、国際会議等で特定任務のために任命される専門家のことで、任務の遂行状況を当該会議に報告する役割を負う。現在、国連CEFACTでは、アジア・太平洋地区とアフリカ地区に各ラポータ1名が任命されている。

2 PAAとは、アジア・環太平洋圏における貿易・通関に関する手続き、フォーマットの標準化策定及びクロスボーダー電子商取引に関わるサービスの提供を目的とした民間の任意団体。現在のメンバーは、日本、香港、シンガポール、台湾、韓国、中国、マレーシア、マカオ、タイ、フィリピン、インドネシアの11のメンバーで構成されている。

3 JEC (UN/CEFACT Japan Committee) : 平成19年6月25日開催のEDIFACT日本委員会(JEC)総会において、JECの略称はそのままとし、フルネームを国連CEFACT日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

として、国連CEFACT総会への対応の協議、国連CEFACTが進める国際標準化に向けたプロジェクトや各種勧告（勧告第4号「各国貿易円滑化機関」改定案、勧告「貿易円滑化におけるPublic Private Partnership (PPP)」の審議）に関する我が国関係業界の意見の集約等を実施するなど、所要の支援を行いました。

なお、JECの下には、当協会と関連が強い他の団体が事務局を務める「AFACT旅行関連日本部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会」が設置されており、それぞれの活動が有効に機能するよう、各部会等が開催する委員会に可能な限り参画しました。

ハ 国際機関との連携推進事業

① 国連CEFACT総会等への参加

国連CEFACTの総会は、年1回、ジュネーブにて開催され、また同フォーラム会議は、春季と秋季の年2回開催（ジュネーブ等）。なお、平成27年度の総会は、平成27年2月に第21回総会が開催され、また、平成28年4月に第22回総会が開催されたため、平成27年4月以降の年度内には総会の開催はありませんでした。

平成27年度のフォーラムは、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、国際標準の策定に向けた各種プロジェクトの進捗状況等に関する情報を収集しました。

○ 第25回国連CEFACTフォーラム(ジュネーブ・スイス):平成27年4月24日(月)～29日(金)

《トピック》

- 国連CEFACTビューロ新議長による新たな取り組み
- UN/LOCODEに関する会合の開催等

○ 第26回国連CEFACTフォーラム(マルセイユ・フランス):平成27年11月2日(月)～6日(金)

《トピック》

- (我が国提案の)自動車部品や中小企業の取引に関連するビジネス要件を国連共通辞書に反映させるための、クロス・インダストリー・スケジューリング(Cross Industry Scheduling)改訂プロジェクトの審議
- 勧告第1号の国連レイアウトキイ改訂プロジェクトの審議等

② 国連CEFACTビューロ議長との意見交換

平成27年9月1日(月)終日、第21回国連CEFACT総会(平成27年2月開催)で議長として選出されたDr.Lance Thompsonの来日の機会を捉え、貿易関係業会等との意見交換会を実施しました。同意見交換会には、国連CEFACT日本委員会のメンバー等18名が参加し、同議長から国連CEFACT活動について個別具体的なプロジェクト等の紹介とともに、参加者からの国連CEFACT活動に関する要望と今後の国連CEFACTにおける方向性について意見交換が行われ、国連CEFACTでの国際標準化活動を日本の関係者等の理解を得る上で大きな成果となりました。また、同議長にはJECに参画する日本の専門家の幅広い活動を深く印象付ける結果となりました。

③ AFACT会議への参加

平成27年度のAFACT会合は、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、そ

の活動概要等を、当協会の広報誌への掲載はもとより、ホームページにも公表し、当協会賛助会員をはじめ関係団体・機関、企業等に幅広く広報しました。

○ 第33回 AFACT 中間会議(テヘラン・イラン):平成27年6月16日(火)～17日(水)

○ 第33回 AFACT 総会(テヘラン・イラン):平成27年12月13日(月)～16日(木)

《トピック》

○ 平成28年度HOST国を日本とすることに関する決定

(2)日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード(以下、「JASTPROコード」という。)は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCSの利用者(税関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等)は、このJASTPROコードを入力することにより、貿易業者名等を識別して入出力や検索が可能となっています。

財務省・関税局は、平成29年10月のNACCS第6次更改に併せ、それ以降の税関長に提出する輸出入申告等においては、国税庁が通知する「法人番号」に一本化する旨公表しました。

法人番号は、当該企業名等の表記方法が「和文表記」であり、一方、輸出入申告受付をNACCSは、「英文表記」であることを要件とするため、NACCSで法人番号を使用するためには「和文表記」を「英文表記」に変換する必要があります。このため当協会は、NACCSセンターからの要請を受け、JASTPROコード(英文表記)と法人番号とを紐付け(利用者が従来通りJASTPROコードを入力すれば、NACCSは英文表記と法人番号が対応した形で受理できる)するため、平成28年3月以降、NACCSセンターはもとより関係3団体(日本通関業連合会、航空貨物運送協会、国際フレイトフォワードーズ協会)の協力を得て、JASTPROコードを取得している輸出入者等約10万社に対し、上記による利便性の説明を行い、順次、「法人番号登録申請書」の提出を受けて、紐付け作業を実施しています。

なお、平成29年10月以降、輸出入業務を新たに行う企業は、法人番号の和文表記に英文表記を対応させるため、JASTPROコードを新規に取得し、NACCSでの申告に活用することとなりました。

以上

◇連載◇

記事2. 貿易の実務と理論(21)

早稲田大学名誉教授 椿 弘次

はじめに：信用状は依然として重要な決済方法

やや鮮度が落ちているかもしれないが、信用状付き荷為替決済の重要性を想起させる判決（東京地方裁判所平成21年(ワ)第333764号事件、平成23年10月13日判決、LEX/DB、インターネットTKC法律情報データベース、No.25490339）を紹介して、信用状付き決済の重要性を紹介しておきたい。

この判決にかかる事案の概略は、次のとおりである。

輸出者（原告）はタイ国の法人（輸入者）に、継続的に自動車の輸出販売をしてきた。従来は、代金の入金を確認してから出荷することになっていた（事前送金＝前払い決済）。しかし、本件の場合、為替相場の変動などによる採算の悪化などを理由に、船積後に代金を支払う「後払い」の申し出を輸入者から受けた。これに対し、出荷準備を整え、原告は自社の海貨業者（A）を介して、国際海運会社（被告）側の自動車の海上運送に係る業務の受託者（B）を通じて、タイ国までの国際海上運送契約がまとまっており、便船に船積する準備がほぼ済んでいたため、この申し出に応じた。

運送品の船積完了後、原告は、輸入者にその旨を通知し、代金の支払いを請求したが、輸入者は、「船荷証券の元地回収処理」をとるよう要求し、これに応じれば代金を支払うと回答した。輸出者は、代金回収を急いだのか、この回答に応じて、海運会社に申し出て、元地回収処理後の船荷証券の写し（B/L surrenderedとスタンプ印の付されたもの）を入手し、電子メールに添付して輸入者宛に送信した。しかし、輸入者は代金を支払わず、輸出者は元地回収処理を速やかに取り消すべく海運会社に折衝し、運送品の仕向地到着以前であれば、取消可能であるとの回答を海運会社から得た。幸い、運送品は仕向地に到着していないことが判明し、輸出者は被告の海運会社から記名式船荷証券の再発行を受けたが、運送品の仕向地到着後、輸入者は前述のsurrendered B/Lの写しと引き換えに運送品を引き取ってしまった。

事案の争点や判決については省くが、代金決済条件の選択に関する輸出者の判断のスキを示す例として、換言すれば、本件の場合、それまでの決済状況を信じて、surrendered B/Lによる荷渡しに安易に応じた輸出者の判断の誤りとして興味深い。取引経験などから判断される輸入者の信用状態、輸入国における景況や為替変動などの事情を勘案して、決済条件を選択すべきことは、論を待たない。前述のような事例を防ぐ方法の一つが、指図式発行の船荷証券と引き換えに荷渡しをする荷為替決済条件の選択であり、さらに、それを信用状付き荷為替決済とする慎重さである。

1. 信用状取引におけるディスクレ問題

比較的簡便、迅速、確実な国際決済の仕組みとして、英国の判事により、「貿易の生命線」と評されるほど、商業信用状は重要な機能を果たしてきた¹。

その機能の発揮には、独立抽象性と書類取引における厳密一致の二大原則が前提であることは、既に見てきた。この原則を、銀行法務の立場で具体的に国際統一規則化したのがUCP（信用状統一規則）であ

1 C.Murray et al(ed.by), *Schmitthoff The Law and Practice of International Trade*, 12th ed. Sweet & Maxwell, 2012, para.11-001).

り、それと一組 (a set) を成す ISBP (狭義の国際標準銀行実務) である (これに加えて、前号、p.2に言う小文字の isbp=広義の国際標準銀行実務も含まれる)。前者は、国際商業会議所が定める国際統一規則であり、常に、信用状取引に関連する援用可能規則として、準拠文言により信用状取引に適用される。後者は、この規則を変更するものではなく、適用・解釈の基準を提供する準則であり、呈示書類が「充足した呈示である」と文面上見なすことができるかの否かの判断基準を例示するものである²。発行銀行、指定銀行などは、外観的な一致を点検する以上の責任を負担しない。したがって、UCP 600 Art.34に定める銀行免責は二大原則の半面の規定でもある³。

このことに関連して、*De minimis non-curat lex* (法は些事に関せず) の法諺と ISBP との関係に注目したい。前者の *De minimis* の法諺と厳密一致については、前号 p.6 で若干言及したが、一般原則としてその法諺が機能し、後者がその具体的例示に該当しているのかが、必ずしも明確でないように思われる⁴。

2. ディスクレ問題と ISBP

ISBP745(2013) (以下、単に ISBP という) の多くは、信用状の条件と呈示された書類の間に、いわゆる「鏡像の原則」(mirror-image rule) が成り立つべきだとする「厳格性」を抑え、書面上の一致が書類の外見のみに基づいて簡便・迅速に判断されるように考慮された指針から主として成り立っている⁵。

にもかかわらず、多種の書類が、多様な貿易関連業務担当者により作成され、その業務に固有の記述が少なくないことを見れば、とりわけ ISBP を参照して呈示前に受益者が慎重に書類を点検しなければ、ディスクレ問題の解決は容易でないと思われる。

信用状条件と呈示書類の間のディスクレ (discre、不一致) の割合は、相当高い。UCP600 の序文 (introduction) では、その率は約 70% と紹介されている。フィンランドの銀行の経験によれば、呈示書類の 7-8 割がディスクレになっていて、大半は、開設依頼人の waiver によって処理されているとも証言されている⁶。

銀行取引の専門家は、開設依頼人が決済プロセスを管理しようとして、過剰に書類の記載要件を定めたり、開設依頼人が呈示書類の作成に関与するなど前提条件として要求することを諫めている⁷。信用状に定める書類に記載される条件に、付加的な文言で修飾したり、それとは別個に新たな文言を追加しても、呈示書類に記載されない (non-documentary conditions) ことは、信用状に記載要件としないことである (UCP 600 Art. 14(h))。

2 ISBP 745「事前に理解しておくべき事項」第 ii 文および、M. Bridge(ed.by) *Benjamin's Sale of Goods*, 8th ed. Sweet & Maxwell, paras.23-006 ~ 009、水口久仁彦「ISBP745の誕生とICCの苦悩」『国際商取引学会年報』第17号(2015)、pp.15-29 に対する平野英則氏のコメント(同誌 p.31)は、前記の2大原則が、ISBPの射程を縛るもので、ISBPがこの原則に抵触することは許されないとされる。

3 *Benjamin's Sale of Goods*, 前掲書、para.23-104 参照。

4 *De minimis* の法諺の適用について、*Benjamin's Sale of Goods*, 前掲書、para.23-101 参照。

5 省略語に関する ISBP A-1 段、書類の記載欄に空欄があっても可 (完全記入を要しない) とする A-17 段、単純なタイプミスに関する ISBP A-23 段、原本 (original) に関する ISBP A-27 段などが、この点に関して代表的である。船積港、仕向港の表記に国名が落ちていても可とする ISBP E-6 段 f 項および E-9 段も同様である。また、アメリカの UCC §5-108 に対する公式注釈 1. におけるタイプミスについても同旨である。

6 Matti Kurkela, *Letters of Credit and Bank Guarantees Under International Trade Law*, Oxford.U.P. 2nd ed., 2007, pp.137-139、前号 (No.452) の注 2 に掲げる Ronald J. Mann, *The Role of Letters of Credit in Payment Transactions*, 98 Mich.L.R. 2494(2000) も参照。

7 Kurkela, 前掲書、p.139。ISBP 681 の Preliminary Consideration も参照。

原因契約である売買契約の内容・条件に合わせて substantial compliance (実質的一致) で良いと判断すべきか否か? それは、独立抽象性の原則に抵触し、そこまで踏み込むのは妥当でない。厳密一致の原則に関する古典的判例となっている判例⁸では、信用状に定める商業会議所による品質証明が、出荷地に商業会議所がなく、同地の同業者団体がそれに準じる機能を果たしていたので、その団体の署名入りの書類は「充足した呈示」とであると判断された。これ自体も、信用状取引の二大原則に照らして、実質的一致に接近する印象が残る。文面上、即断が難しく、さらに照会・調査が必要な呈示書類は、充足した呈示とならないとする先例⁹と対比して検討すべきだろう。今日の情報通信事情および受益者の呈示前の信用状の慎重な点検により、このような問題 (conflict) は、信用状の開設通知時点で解決されるか、書類の呈示時点において、指定銀行などからの照会に応じて、受益者が waiver (UCP 600 Art.16 (b)) に応じて円満に処理されるべきだろう。したがって、この先例などを参考に、実質的一致を許容することには、慎重であるべきである¹⁰。UCPが示す信用状の独立抽象性や書類取引の原則という信用状取引の根幹に抵触する解釈指針や運用基準を示すことは、ISBPの守備範囲ないし射程を逸脱するものだろう。

UCPとISBPの組み合わせによる「充足した呈示」の判断基準が、ディスクレの防止・抑制に十分効果的であったかどうかの評価は容易でないし、別の視点に立って考えるべきだろう¹¹。

ISBP 681 Preliminary Consideration (事前検討事項) 1-5に示されているとおり、発行依頼人および受益者が、必要な書類の種類、その作成者および呈示有効期限などを注意深く検討し、原因取引の内容を理解して曖昧さを取り除いておくこと、発行依頼書、および発行通知された信用状の中味を受益者が細心の注意を払って点検しておくことが重要である。すなわち、以下の各段階における各当事者の慎重な対応が求められる¹²。

信用状付き決済に絡んで、発行依頼人が原因取引の内容を正確に理解するのが第一段階、発行依頼人が銀行提供の発行依頼書により所定の記載事項を記入し、信用状の種類および利用が、原因契約と矛盾していないことを発行依頼人と発行銀行がともに点検するのが第二段階、開設通知を受けて、受益者が信用状条件を点検して、原因契約の履行に支障をきたす恐れがないことを確認するのが第三段階である。これらの各段階で、当事者による慎重な対応がなされれば、ディスクレはかなり防止できるだろう。

その後、指定銀行等の銀行に受益者により呈示された書類が、UCPの規定とISBPに示されている標準実務に照らし、「充足した呈示」に当たると判断されるか否かが信用状付き代金決済の最終的課題となる。

ISBP 681 (185段構成) はUCP600を修正するものでなく、それを補充し、具体的に適用する基準として、UCP600とISBPは一組 (a set) の規則として扱われるべきものとされた (ISBP 681「はじめに」第4パラグラフ

8 Equitable Trust Co. of New York v. Dawson Partners Ltd.(1927) 1 Ll.L.Rep.49(HL).

9 Golodetz & Co. Inc. v. Czarnikow-Rionda Co. Inc., [1980] 1 Lloyd's Rep. 453; [1980] 1W.L.R. 495(C.A.).

10 江頭憲治郎『商取引法』弘文堂、第7版、p.195、アメリカのUCC §5-108 公式注釈1参照。

11 花木正孝「改訂 ISBP が荷為替手形の書類点検に与える影響」『国際商取引学会年報』第16号(2014)、pp.95-106、p.103参照。この論文には、ISBP各版の詳細な対照表が示されており、とても参考になる。ISBP681(2007)が利用に供され、改訂されてから5年と経過していないので、ディスクレの防止・抑制の評価を留保したい。

12 Seaconsar Far East Ltd. v. Bank Markazi Jomhour Islamic Iran[1993] 1 Lloyd's Rep.236におけるLloyd L.J.の説示(p.240)は、L/Cの条件(other conditions)の”Our L.C. no. and our principal's name should appear on all docs. and packages.”が、納品書に相当する書類にその記載がなかったことにより、呈示書類の拒絶には理由であるというものであった。輸出者作成の納品書ではなく、原産地証明書にその記載がなかった場合にはどうか?納品書にのみその記載がなく、他の書類にはその記載があった場合には、de minimisの適用が認められないかなどの疑問が残る。5銀行営業日以内に迅速、簡便に諾否を判断すべき観点からすると、この記載要件はやや煩瑣に過ぎる印象が残る(Benjamin's Sale of Goods, 前掲書、para. 23-202参照)。

フ参照)。その結果、ISBP 681 および 745 の各段 (paragraph) を、信用状の条件に具体的に援用する (組み入れる) ことは避けるべきものとされた (同、第7パラグラフ後段参照)。

現行のUCP 600 (2007年) は、39条からなり、その補足規定であるeUCPの12ヶ条合わせると、51ヶ条になり、比較的簡便に思われる。しかし、信用状を取り扱う担当者は、さらにISBPの参照が求められる。UCP600と一組 (a set) を成すISBPは、ISBP 681 (2007) が初版であったが、2013年に改訂され、現在はISBP745が最新版となっていることは周知のとおりである。ISBP681以後、前述のように「準則」扱いとなった。そして、ISBP 681の185段から大幅に増えて、最新版では279段に上っている。銀行の外国為替業務担当者を主たる対象とする信用状の国際標準実務とされるが、2007年から5、6年しか経過していない割に、大幅な追加・修正がなされたことは、呈示書類を基に短時間内に書類の受理の可否を判断しなければならない担当者の注意が増したように見受けられる。

原因契約の当事者である輸出入業者にとっては、Incoterms[®] 2010上の義務とUCPの範囲内で基本的なことを把握することに、当座の理解を留めたいであろう。商業銀行の担当者が、個々の業界の取引実務とその特殊性を理解すべきことまで求められていないのと同様に、輸出入担当者も、ISBPの詳細にまで分け入ることを常に期待されていないだろう。むしろ、その点については、商業銀行の相談サービスに期待したいところと思われる。UCP600 Art.18以下の呈示書類に関する規定に重ねて、ISBP745では運送、保険関連の書類以外の各種証明書類が規定に加えられた。このため、信用状付き決済に直接の利害を持たない多数の業者が、それぞれの業務の慣行に従い書類を作成する。そして、それぞれの業務に固有の記載や記述が少なくないので、銀行の緻密な点検によるとしても、後程ディスクレが申し立てられる事例は容易に減少しないと思われる。この点からも、貿易担当者ならびに銀行の外国為替担当者との間の、それらの業務および書類に関する理解と相互の協力が必要であることは明らかである。

3. 国際売買に必要な書類

国際売買契約上、必要とされる書類は、概ねIncoterms[®] 2010に規定されている。Incoterms[®] 2010によれば、取引条件は2種に大別される。

(1) 運送手段の如何を問わない7取引条件について (*EXW, FCA, CPT, CIP, DAT, DAP, DDP)

運送に関して提供すべき書類についての規定は、輸出者の義務 (A.4およびA.8) に見られ、契約品を運送人に引き渡したことを証する書類、あるいは運送人から引き取ることを可能にする書類を輸入者に提供すべきものと定める (契約品を買主が直に引き取ることを目的とするEXWの場合は除く。なお、Aは売主の義務を意味し、Incoterms上はそれに義務番号が付くのでA.2のように表記される)。

これに加えて、輸出者が運送保険の手配義務を負担するCIP条件では、輸出者は保険証券もしくは保険填補を証し、保険金請求権を行使できる書類を、輸入者に提供する義務を輸出者は負担する (A.3参照)。

また、検品、検量、など契約品の引渡義務に伴う業務を履行したことを証する書類を輸出者は輸入者に提供しなければならない (A.9参照)。そして、契約品とともに契約品の送り状 (commercial invoice) および契約条件を充足する物品であることを証する書類を、輸出者は輸入者に提供しなければならない (A.1参照)。

ここでは、(税関官署のある) 国際運送ターミナル間の運送を伴う取引条件に絞って、検討したい。したがって、EXW (工場渡し条件) およびDDP (関税込持込渡し条件) には触れないことにする。

(2) 海上もしくは水上運送のみを伴う4取引条件について(FAS, FOB, CFR, CIF)

コンテナ船または在来船による定期運送による売買と不定期の傭船契約による運送による売買とがあるが、port-to-portの運送を利用する売買取引条件である。基本的に、(1)との間で、取引モデルとしては大きく変わることはない。

FAS条件の場合には、輸出者に海上運送契約手配義務は課されていないので、運送書類の提供義務はない。しかしながら、代金決済が前払いもしくは船積時現金払い条件でなければ、引渡数量、納期などの証明に運送書類が使用され、荷為替決済が行われるときは、CFRやCIFと同様に、海上船荷証券(ocean B/L)の提供が輸出者に求められる(A.8参照)。CIF条件の場合には、CIPに準じるが、むしろ、荷為替決済を基本とする書類売買性の強いCIF条件が、運送および保険関連の書類の提供に関して、判例法や標準規則を通じて大きな影響を与え、CIPにも反映された。このため、UCPに定める提供書類の要件に関する規定は、かなりCIF条件を反映してきている。

国際個品運送にコンテナ化が浸透し、伝統的な海上船荷証券(ocean B/L)のみならず、国際貨物ターミナル間の運送に対する複合運送証券(combined transport B/L, multimodal transport B/L)が、国際売買契約における提供すべき運送書類(transport document)とされ(UCP400(1983) Art.25参照)、複合運送証券に関する規定の他に、UCP500(1993) Arts.20-33に定める運送書類の中に、新たにAWB(航空運送状)、SWB(海上運送状)、フレイト・フォワード発行の運送書類、内水路及び陸上運送に関する運送書類などが加えられ、Incoterms® 2010に掲げられているすべての条件に対応する輸出者による提供書類が、信用状に基づく呈示書類になりうる道が開かれた。

したがって、UCP600 Arts.18-28に規定する商業送り状、運送書類、保険書類などの呈示書類は、ISBP 745による補足もあって、十分Incoterms® 2010に対応していると思われる。

売買契約目的の他に、国際売買の性質から貿易管理の面で、あるいは輸出入通関において要求される書類、物流などの商業目的から必要とされる書類がある。それらは、UCPの観点からすれば、国際決済・金融に必要な書類の背景の事情に関するものである。したがって、売買契約などにより必要とされる書類のうち、信用状に呈示書類として規定するもの選択は、信用状の発行依頼人である輸入者と発行銀行の取り決め如何による。銀行の側は主として金融の担保・保証の観点から信用状の条件と呈示書類の選択を考慮したい¹³。輸入者である発行依頼人としては、売買契約上の重要な事項の遵守を確実にするため、信用状取引の本人(principal)の立場を活かして、各種の書類の詳細を信用状に盛り込みたいと考える。この両者の立場を調整する機能を果たすのが、UCPおよびISBPである。調整の主たる対象は、受益者である輸出者が呈示すべき書類の種類と記載事項である。輸出者である受益者は、周知のとおり、発行依頼人を介して呈示書類の条件に関係するが、発行銀行と直接の契約関係に立たない。そのため、指定銀行等による呈示書類の受理の可否にその関心が集中する。貿易取引では、多数の書類を依然として必要としている(ISBP745が追加した書類は大項目で5種類であることも、これを例証するものだろう)。それらについて、時代の変化により不要になったもの(例、輸出報告書、輸入報告書)もあるが、重要な定義をまとめて示し、意義を説明している簡便で参考になる資料として、JASTPRO編『主要貿易書類とその定義』(1981年刊)がある。

13 その意味では、荷為替による代金決済を基盤に据えて定義され、解釈されてきたCIF売買条件(CIP条件を含む)が、信用状付き荷為替決済における銀行と売買当事者の共通の土俵であろう。

呈示書類としてUCP600に個別に規定されている書類は、商業送り状、運送書類、保険書類であり、原産地証明書、梱包明細書等の証明書類は、新たに、専らISBP 745に含められた。このため、ISBPの段(paragraph)が格段に増え、その参照上の重要性が増したといえる。

留意すべきことは、貿易取引が準拠するデータは二本立てになっていることである。すなわち、それは、goods checkerのデータとdocuments checkerの二つのデータの照合の仕組みである。未履行契約の隔地者間取引における履行の確認・履行の証拠として、書類と現物の照合と両者の合致が要求されるのである。信用状付き決済の場合には、出荷地において指定銀行(あるいは荷為替取組銀行)が、document checkのみを引き受け、仕向地における契約品の引き取りに際して、輸入者がgoods checkを行う。詐欺的行為がない限り、「充足した呈示」があったと判断されると、goods checkの結果、詐欺の立証がなければ、契約品の引取り拒絶権を行使できないことになる¹⁴。信用状付き決済の場合には、開設依頼人(輸入者)の信用状による指示を遵守すれば、document checkを担当する銀行が免責される仕組みである。

「充足した呈示」という最終的課題に最も密接な関係を有する規定が、UCP 600 Art.14(a)である(以下、特に断りなければ、条文番号のみを記す)。「外見上充足した呈示となっていると見られるか否かを、書類の文面のみに基づいて決定するため、UCPおよびISBPを参照し、適用する。

「呈示書類上のデータは、信用状中のデータ、その他の呈示を要求された書類のデータと全く同じである必要はないが、それらと食い違つてはならない(---must not conflict with)」(14(d))。書類取引の性質上、呈示を要求されない書類を提供しても、銀行により無視され(14(g))、ある条件を信用状に記載しても、それを充足することを示す書類を規定していないときは、無視される(14(h))。書類の発行日付は、呈示日より遅いものは受理されない(14(i))。充足していると判断されると、銀行は「オーナーしなければならない」(「オーナー」については、UCP Art. 2「定義」第8段参照)。書類の受理から「オーナー」までは、5銀行営業日以内に行わなければ、銀行は書類の拒絶権を失う(exclusion=失権効と呼ぶ)。この期限は、航空貨物の取引の場合や近距離の国際海上運送・複合運送を伴う取引の場合には、信用状付き決済が電子的決済に十分対抗できない期限かもしれないが、遠洋運送品の取引では、概ね、呈示書類の遅延の問題は緩和されるだろう。したがって、「船荷証券の危機」は回避される確率が高まったとも言える。さらに、輸出入者が、とりわけ、ISBP745に速やかになじんで、ディスクレの発生率を抑える努力をすれば、さらにこの確率は高まるだろう¹⁵。

4. UCP 600 Art.18以下の呈示書類に関する規定

これを検討する前に、やや古いが、先例的価値の高い事例を参考のために紹介しておきたい。それは、Glencore International A.G. and Another v. Bank of China事件である¹⁶。

事実の概要は、次のとおりである。

14 これを書類純正の原則といい、売買契約の面では拒絶権否認約款(non-rejection clause)に相当する効果が生まれる。

15 7銀行営業日から5銀行営業日に書類の受理の可否判断の期限が短縮されたが、この期限内に相手銀行に書類の送付が行われるようになり、呈示書類の点検の迅速化にISBP681及び745は貢献しているようであり、「船荷証券の危機」の対応に一定の成果が見られた、と評価されている。水口、前掲論文、p.16参照。それは銀行の側の書類点検の習熟の成果かもしれない。貿易業者の側の事情は、別途、調べる必要があろう。

16 [1996] 1 Lloyd's Rep.135(CA).

1995年5月に、売主（原告）と買主（中国企業）は売買契約を結び、取引条件をそれぞれ以下のように定めた。

商 品：アルミニウムのインゴット(原料用アルミ)

数 量：1,500トン

売買条件：c.i.f. Zhangjiagang

品 質：純度1級アルミニウム、アルミ分 99.7%、鉄分 最大0.20%、シリコン分 最大0.10、とし、P1020の製品明細に準拠し、LME登録のブランドとする。

納 期：1995年6月、極東港(Far Easter Port) 出しとする。

原 産：インド、エジプトを除く、西部(Western)

代金決済：取消不能信用状により、D/P条件とし、呈示書類には、商業送り状、生産者作成の重量証明/包装明細書、および原産地証明書を含む。

仲裁条項：LMEの規則による仲裁により、イギリス法に準拠して紛議の解決を図る。

2通の信用状が、中国銀行(the Bank of China, 被告)により開設され、1通は、800トンplus/minus 2%に対し、残りの1通は、700トンplus/minus 2%に対するものであったが、その他の条件は両者同様であった。信用状は、その後修正され、次のような書類を含む呈示と引き換えに支払うと定めていた。

商業送り状：信用状番号を記載した署名入り3通

包装明細書：引渡数量合計並びにそれぞれの束(bundle)の総重量および純重量を列記して生産者もしくは保管倉庫業者が発行したもの3通

受益者作成の証明書：船積後10日以内に非流通性書類のフルセット1組が買主に送付されたことを証するもので、クーリエ業者の受取証を添付すること

信用状には、Origin: Any Western Brandと記載され、UCP500に準拠する文言が挿入されていた。6月25日、契約品のアルミニウムは、インドネシアのKuala Tanjungで船積され、2通の船荷証券が、それぞれ純重量で800.022トン、700.061トンに対して発行され、その運送条件は同一の内容だった。

7月5日、原告は、信用状に基づきこれらの書類を、第二原告であるロンドンの通知銀行に呈示し、7月12日にその通知銀行は買取処理を行い、原告に支払った。後者の銀行は、書類を被告に呈示して、信用状条件に従い10月23日付けで補償に応じるよう請求した。その後、契約品は、7月9日に保税倉庫(customs warehouse)へ搬入された。

しかるに、7月19日、被告は、次のような理由により、呈示された書類を拒絶した。第一に、商業送り状が、出荷された商品の原産地表示を、Any Western Brand—Indonesia (Inalum Brand)と表記し、前記の信用状に定める記載要件と一致しない。第二に、包装明細書の複数の写しが、出荷された商品の記載や証明につき不十分ないし、まったく記載がないこと。第三に、受益者作成の証明書が、原本ではなく、また、UCP 500 Art.20(b)、(c)に定める原本性の要件を満たしていないこと。

これに対する下級審の判決は、UCP 500 Art.20に定める「原本性」の要件が充足されていなかったとして、被告勝訴とした。これに対し、原告が控訴したが、下級審同様に、他の争点は別にして、UCP500 Art.20に定める「原本性」が呈示書類において充足されていないとの理由により、控訴棄却とされた。なお、事案の審理の時点では、まだISBPはなかった。UCP 500 Art.20(b)によれば、たとえコンピュータで作成された書類であっても、original(原本)の表示ないし署名があれば、原本性は満たされるとしていた。

現行のUCP 600 Art.17 (a)は、「呈示を求められた書類のうち、少なくとも一通は、原本でなければならない」と定めている。また、そこでは署名、符号 (mark)、as originalなどを以って、原本の証とすることが明記されている (ISBP681 A-28 ~33段、およびISBP745 A.27-31段)。

以後、順次、UCP600 Art.18以下に規定されている書類の要件を検討したい。しかし、紙幅の関係から、今回は「商業送り状」に限って、ISBP745とも併せて、説明することに留めたい。

4-A. 呈示書類としての商業送り状

貿易に関する書類のうち、これは、すべての取引条件において輸出者が輸入者に提供を要求される書類である。売買契約上は、納品書、請求明細書の役割を担っている。関税法上は、申告価格の資料になるものであり、保険事故においては損害額査定において保険対象の運送品の価格評価の基礎データにもなるものである。一部作り替えれば、そのまま国内転売取引の資料としても使用できる。逆に、調達において、納入業者作成の商業送り状 (Maker's Invoiceなど)を輸出者がre-invoicing (差し替えあるいは手直し)して、輸出用の送り状にすることも可能である。

UCP600 Art.18に定める要件は、次のとおりである。

受益者により発行されたものと見られ、発行依頼人宛に作成され、信用状に定める通貨で価格および諸経費が表示されているべきだが、受益者による署名の必要はない。信用状に記載された金額を超える請求額が記載されていても、その超過分に対して信用状に基づく支払いを銀行はしないことを前提に、その送り状は受理される。商業上、取引対象の商品の種類 (description)、サービスの履行に関しては、信用状の記述と合致 (correspond) していなければならない。この点は、運送書類における運送品の記述と信用状の記述が厳密に一致しなくとも、商業送り状の記述に該当すればよい (ISBP C-3段参照)。

商業送り状の記載事項は、契約品または運送品の価格 (単価を含む)、契約履行に伴って負担し請求する経費、信用状に記載の通貨と同一通貨で価格表示し、信用状で要求された割引額または控除額である (ISBP C-6段)。記述は確定的であるべきだが¹⁷、信用状の記述との間で「鏡像の原則」を一般的には適用しない (ISBP C-3段)。したがって、信用状の金額表示が、単価を含めて、Amount of Credit: US\$80,500, Unit Price: US\$20,125 per set, CIP Tokyo Incoterms[®] 2010とされていれば、そのとおり商業送り状に表記されるべきだが、単に、CIP Tokyoと信用状に記載されているときは、商業送り状にCIP Tokyo Incoterms 2010と記載しても良い (ISBP C-8段)。なお、商業送り状に日付や署名は不要である (ISBP C-10段) が、署名はともかく、通常、呈示日以前の日付が付されるだろう。

特に注意すべきは、包装単位または品目数で数量表記される個品の取引を除き、商品の数量表記に関して、UCPは5%の過不足を許容し、aboutなどの概算表記が信用状にあるとき、10%の過不足を許容する (UCP Art.30)。信用状にこれと異なる数量条件が定められているとき、例えば、包装単位で数量条件が定められ、あるいは過不足を許容しない定めがあるときは、このUCP Art.30は適用されない (ISBP C-13段)。

また、特に数量超過の結果、算定の請求額が信用状金額を超えるときは、超過分については信用状による支払 (オーナー) の対象外となる (同上)。

UCP Art.14 (d)との関連で銘記すべき点は、契約品の記述、数量、価格などについて、信用状条件を充足しているか否かの判断に、あるいは他の呈示書類との不一致 (conflict) が見られるときに、商業送り状

17 見積り、試算のためのProvisional Invoice, Pro-forma Invoiceは、呈示書類に該当しない (ISBP C-1段)。

のこれらのデータが重視されることである。なぜなら、この書類は受益者自身が作成した書類であり、かつ、商業上 (commercial) の最も重要なデータが記載されているからである。

終わりに

ISBP 745に目を通して見ると、その段数が多いことに戸惑いながらも、制定者の考察の広さに感心している。簡便、迅速、確実な決済方法である信用状の利用が低減しているのは、いわゆる「船荷証券の危機」だけが要因ではなく、企業グループ内取引の増加も重要な原因であり、その他に安全・確実のために緻密な規則構成だが、相当の経験を必要とする信用状付き決済だという関係者の印象も、敬遠の一因ではないかと感じる。

次号で取り上げる予定の運送書類、保険書類は、商業送り状以上に物流、保険に関する専門的な知識・理解を要求されるので、そうした印象を和らげることに努めたいと思う。

以上

記事3. サプライチェーンEDI最新事情 ～最新技術の取込みとリスク～

国連CEFACTの最新の動向につきまして、国連CEFACT日本委員会運営委員長である菅又久直氏より、「サプライチェーンEDI最新事情」と題し、「1. EDI標準化の進展と普及」、「2. サプライチェーンEDIの最新技術」及び「3. 最新技術のリスク」につきまして、以下ご紹介頂きます。

なお、菅又久直氏は現在、一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会の業務執行理事として活躍されておられます。

AI(人口知能)、IOT(物のインターネット)、FinTech(金融IT)、そしてIndustry 4.0(第4次産業革命)など、ビジネス世界にはコンピュータ技術をベースにした様々な技術革新が進みつつあります。

国連CEFACT標準を中核にしたサプライチェーンEDIにおいても、それら技術革新を積極的に取り入れる動きがでてきています。

本小論では、国連CEFACT標準の日本における進展と技術革新への挑戦を紹介するとともに、最新技術にともなう予見されるリスクについても触れることとします。

1. EDI標準化の進展と普及

国連CEFACTの標準には4つのレイヤー(層)があります。国連ECE勧告33号(シングルウィンドウ勧告)などの政策レイヤー、国連CEFACTの業務要件仕様(例:貨物追跡プロセス)などの業務レイヤー、国連CEFACT共通辞書のような意味レイヤー、そして4つ目はebXMLメッセージングサービス仕様などの技術レイヤーです。国連CEFACTでは、それぞれのレイヤーに対する国際標準を整備し、公開しています。

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会(JASTPRO)が事務局を務める国連CEFACT日本委員会(JEC)は、それら標準の日本およびアジアへの普及、そして日本からの標準策定要求の窓口になっています(図-1)。

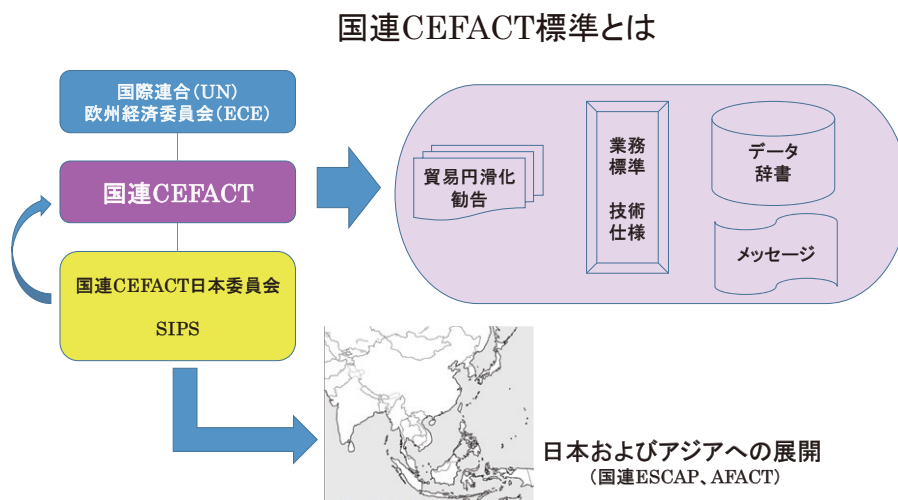


図-1 国連CEFACT標準とは

さて、国連CEFACT標準を我が国に展開するにあたり、次のような課題が指摘されています。

- ① 我が国のEDI標準は業界毎に進められ、業界を跨った情報共有ができない。
- ② 業界共通の標準が無い場合、中小企業は取引先個別対応を迫られる。
- ③ 国際標準は世界中の要望を取り入れており、EDI標準が重たい。
- ④ 日本の要求を国際標準に反映させるために手間がかかり、個別対応になりがち。

(一社) サプライチェーン情報基盤研究会(SIPS)は、JECの一つの作業グループで、それら課題を解決し、国連CEFACT標準を日本およびアジアの産業界に普及させるための枠組み(図-2)を整備しています。

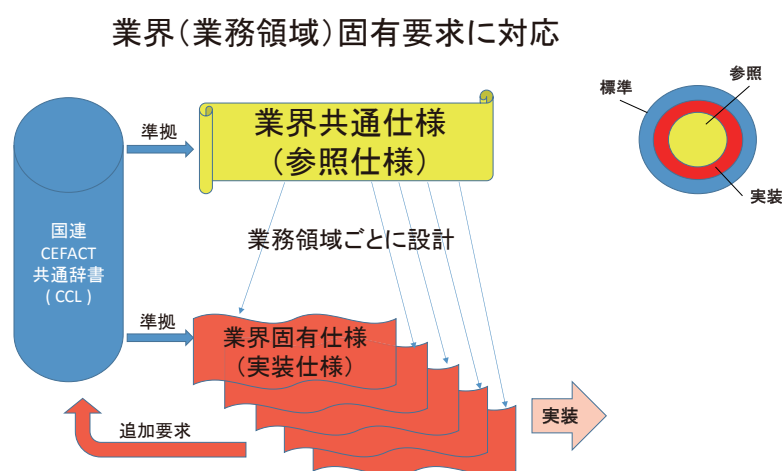


図-2 国連CEFACT標準の業界固有要求への展開

2. サプライチェーンEDIと最新技術

ドイツでは、IOT(物のインターネット)やロボットを駆使した第4次産業革命(インダストリー 4.0)を推進し、世界の製造業をリードすべく首相自ら旗を振っています。日本でも、経済産業省を中心として「未来投資による生産性革命」をテーマに、人口知能(AI)、ビッグデータ、IOTなどの新たな情報技術がもたらす変革の先陣を切るべく、IOT推進コンソーシアムやロボット革命イニシアチブを立ち上げています。

それら新たな産業革命の動きは、近々、商取引や貿易手続の分野にも確実に変革を促すようになるでしょう。SIPSでは、従来EDIが対象としてきた商取引情報交換(受発注、出荷納入、請求支払)を、金融決済から製造連携にまで視野を広げ、新たな業務連携フレームワーク(図-3)に基づく第4次産業革命の推進を促してゆきたいと思っています。

SIPSでまず手掛けたのは、決済と商取引を結ぶ金流商流情報連携の仕組みです。これは、決済消込業務の改善と商取引情報の共有(企業と銀行)を目指すものです。この仕組みは、自動車部品業界および流通業界での実証実験を経て、使用メッセージを国連CEFACTに提案し、国際標準として公開されました。2015年12月には、金融庁の金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキンググループ」にて、金流商流情報連携を可能にする決済システムのXML電文化が提言され、2018年より決済新システムのサービスが開始される予定です(図-4)。

SIPS: 業務連携フレームワーク

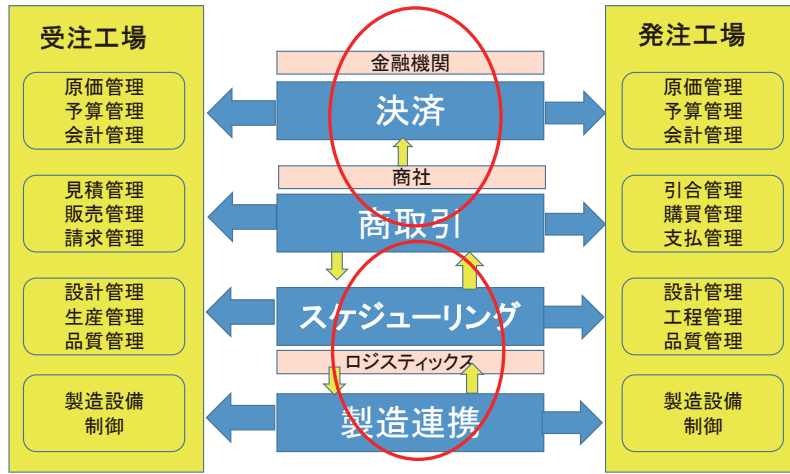


図-3 第4次産業革命に向けた業務連携フレームワーク

金流商流情報連携のための新決済システム

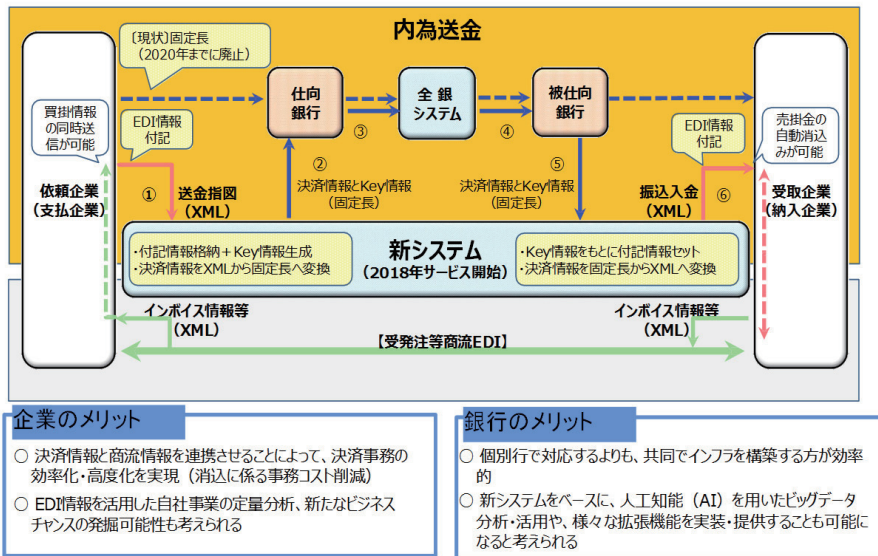


図-4 決済システムのXML電文化

また、商取引とスケジュールリングの連携を実装し、更には製造連携とのインターフェースも視野に入れたスケジュールリング・サプライチェーンにも取り組んでいます。これは、日本の自動車部品製造業界のジャストインタイムプロセスと欧州の航空機製造業界のスケジュールリングプロセスを統合化し、世界統合標準の策定を目指すもので、SIPSが提案して国連CEFACTにてプロジェクトが開始されました。これは、(図-5)に示すようなカンバン情報(日々、便毎に出荷納入される部品ごとに添付される伝票で、納入情報のみならず、その部品が使われる工程情報を含む)をコンピュータ可読化するとともに、将来のIOTシステムに組み入れようとするものです。

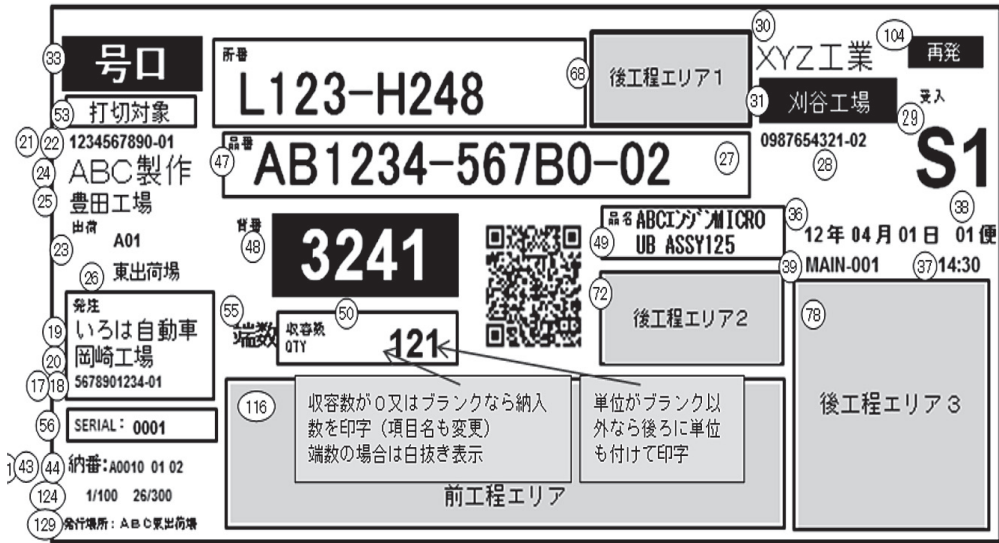


図-5 カンバン(現品票)情報の例

更に、国際物流分野では、物流における現場（実空間：フィジカル）の情報をリアルタイムにコンピュータシステム（サイバー）と連動させるサイバー・フィジカル・システム（CPS）の構想も出てきています（図-6）。本システム化には、荷主、物流、運輸、税関、銀行などステークホルダーの情報連携についての合意形成と、海外を含むシステム全体のガバナンスが必要であり、実現には更なる時間が必要でしょう。

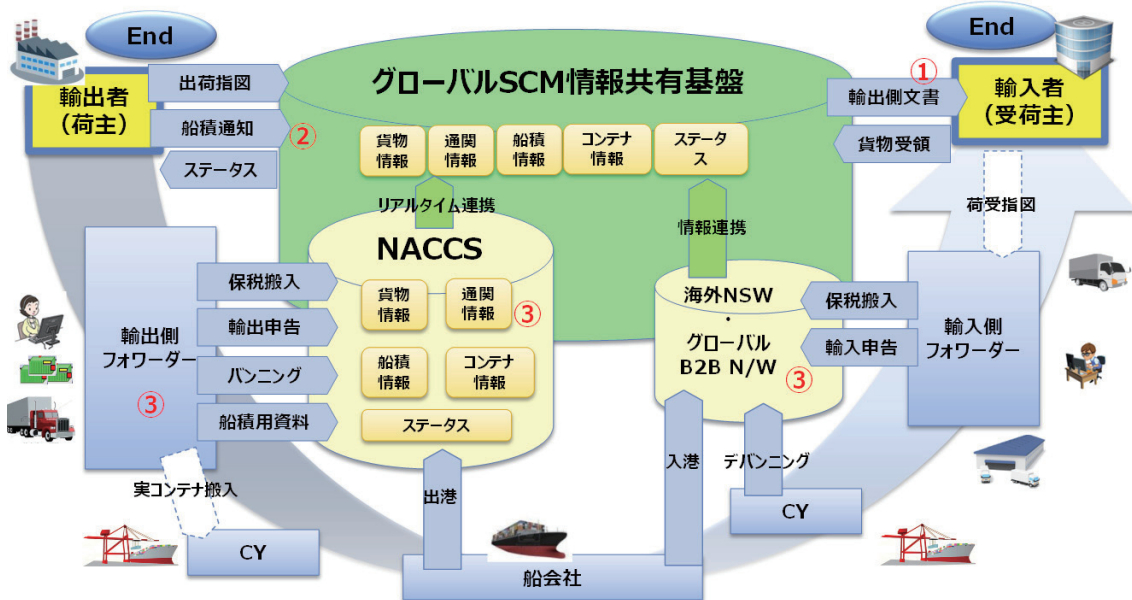


図-6 グローバルSCM情報基盤(構想)

3. 最新技術のリスク

技術の進展は、産業や社会の発展に寄与するばかりでなく、その技術が無かった時には考えも及ばなかったリスクをもたらします。車輪の発明は戦車を作って戦争の規模を拡大し、内燃機関の発明は自動車や飛行機の想像もつかなかった大規模事故を引き起こしています。コンピュータの発明も例外ではありません。

(1) コンピュータウイルス

コンピュータウイルスは、インターネットの普及により今やサイバー空間のリスクとして認識されています。

- ▶ トロイの木馬：自らを有益なプログラムであるかのように見せかけ、ユーザーに不利益をもたらすための機能を提供するウイルス。
- ▶ ワーム：インターネット等を利用して自己増殖を繰り返すウイルス。
- ▶ ゼロデイ攻撃：脆弱性に対する対策（パッチなど）を提供する以前から、当該脆弱性を突いた攻撃をしかけるというウイルス。
- ▶ マルウェア：ワーム、スパイウェアなどの「悪意のこもった」コンピュータウイルス・ソフトウェア。
- ▶ フィッシング：信用ある会社やブランド等を装った電子メールを送り、IDやパスワードなどの認証情報や、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号といった個人情報等を詐取する行為。
- ▶ ランサムウェア：感染するとユーザーに身代金（コンピュータ内の全てのファイルを暗号化し、解凍するための代金を請求）を支払うように要求するウイルス。
- ▶ Ddos 攻撃：ハッカーの指令に応じて迷惑メールの送信やサービスを不能にする攻撃。そこで使われるのがボットネット（複数の感染したコンピュータ同士でネットワークを構成）。

現在、コンピュータウイルス攻撃側の技術は、常に防御側の技術の先を行っています。ソフトウェアの脆弱性が発覚する前にゼロデイ攻撃が行われ、新型ウイルスの対応ソフト開発は常に後追いとなっています。

また、コンピュータ攻撃は従来の個人ハッカーによる単発行為から、組織および国家犯罪にまで進化しているようです。

(2) IOTによるリスクの増大

IOTは、あらゆる物をネットワークに繋げる技術です。工場の機械、輸送上の貨物、街中の監視カメラ、医療機器から走行中の自動車まで、小型化されたICチップ(RFID)、センサーやGPS機器によりネットワークに接続されています。それは、工場の自動制御、貨物の追跡、街の安全監視、医療の高度化、自動車走行位置の把握などが可能となり、生産・物流の効率化や安全の向上が図られています。

しかしながら、ネットワークに繋がった物の情報は、サイバー攻撃の対象ともなり得るのです。ネットワークに繋がった製造機械はハッキングにより制御不能にされ、GPSでナビゲーションされる自動車は誤った情報により走行を操作されるかも知れません。また、ネットワークに繋がった水道・電気・ガスなどのライフライン・システムも、信号などの交通システムも、更には、ウェアラブルシステム（アップル・ウォッチなど）による人への直接攻撃も考えられます。

すなわち、コンピュータだけが繋がっていたネットワークのリスクは、「覗かれる」「騙される」「情報が壊される」ことでしたが、IOT時代ではネットワークに接続されている機器やシステムや人が攻撃対象となり、「操作される」リスクが加わったのです。

(3) AI / ロボットによる壊滅的リスク

人口知能(AI)は、1960年代に言語処理、1980年代にはエキスパートシステム(第5世代コンピュータ)として関心を集めてきました。ところが、2010年代になり、機械学習とビッグデータにより更なる進展がもたらされ、チェスや将棋、そして囲碁さえも人間を打ち負かす能力を得ています。今、IOTによる情報収集能力を持ったAIは、工場や生活空間にあるロボットを通じ、画期的な生産性向上や利便性の向上をもたらすものと期待されています。

AIがもたらすであろうユートピアの裏側には、革新的な技術であるがゆえに、途方もないリスクも隠されています。

まずは、サイバー空間を脅かす、自律型AIウイルスです。AIウイルスは、与えられた目的に従って、侵入したコンピュータネットワーク中で操作すべきプログラムを見つけ出し、破壊したり誤動作させることができるでしょう。

次に実現が近いのは自律型ロボット兵器です。AI搭載のドローンによるピンポイントミサイル攻撃など、もう実用化されているのかも知れません。まるで、映画ターミネーターの世界です。

AIについては、その無限の可能性に期待し、グーグル、IBM、アップル等をはじめ、多くの先覚企業が研究開発に多大な投資をしています。ただ、AIの潜在的脅威についての議論も始まっており、世界の著名な知識人(ジョブスなど)も警告を発し、我が国の人口知能学会にも倫理委員会が設置されるなどの動きがあります。

AIについての最大の論点は、AIがいつ自律的成長能力を獲得するかです(一説では2045年と言われています)。その時点からAIは、自分の判断で情報を集め、自分の知能を成長させることが始まります。すなわち、人間によるAIのコントロールができなくなります。その時点は「シンギュラリティ」と呼ばれています。

国連CEFACTでも、技術の裏にあるリスクについて考えようと言う動きがでてきています。その最初の活動は、サイバー空間における攻撃のリスクについてです。2016年4月の国連CEFACTフォーラムにおいて、次のテーマを持ったプロジェクトが提案されました。

- サイバーセキュリティリスクの認知度向上
- 取引におけるセキュリティフレームワークの構築
- サイバーセキュリティ情報の共有

まずは、多くの人々がリスクを知り、考えることが重要です。国連の場でそのような議論が開始されたことに、一縷の望みをかけることにしましょう。

以上

記事4. 【観光雑感】2016年の今、新しい観光の姿が見えてきた

NPO法人観光情報流通機構(略称JTREC) 堀田 和雄

JTRECはかねてより、国連CEFACTの旅行観光ドメイン、AFACT旅行・観光・レジャー Working Groupを通じて、アジア各国(台湾、タイ、韓国、インド、イラン等)と連携し、旅行関連分野の電子化に取り組んでいます。

前月号(「わくわくする旅、観光のよろこび」台湾の旅)に引き続き、同機構の堀田氏に、観光雑感と題して、旅行についての想いを寄稿いただきました。

これからの時代は、個人の好みに合わせた体験型・滞在型ツーリズムがシェアを伸ばすと思っている。とくに50歳以上の個人は、自分の生活品質をもっと向上させたい、そのために自分が欲しいテーマがあればその企画に積極的に参加する傾向にある。ここに着眼した体験型・滞在型ツーリズムは従来の観光とはかなり目的や造りが異なっている。とくにヘルスケアツーリズムや健康長寿を増進するツーリズム等は、体験を通じた成果がはっきりと実感できなければ満足できない点が従来型観光と大きく異なっている。観光を兼ねたワークショップと呼ぶ方がわかり易いかもしれない。(図1)

体験型・滞在型ツーリズムを推進するためには、地方自治体を中心に産官学のスクラムが必須なことと地域を挙げた滞在型サービス商品の開発・運用が地域経済発展の肝にならないといけない。

海外からの観光客が年に4,000万人来日しても、人気のゴールデンルートだけが繁忙して、まだ知られていない多くの地域は魅力を持っているにも拘わらず来てくれないのが現状。このままだと人気のない地域は限界集落に向っていくのではないかと危惧している。旅館・ホテルだけが存在しても人は来ないし、名所旧跡頼みだけでも持続はしない。

地域の新しい観光ビジネスは、地方行政の政策に沿ったものであり、さらに社会問題の解決に貢献するものでないと産官学が地域で融合することは難しい。それらを結びつけ加速する存在が新しい体験型・滞在型ツーリズムと呼ばれる観光商品だ。地域がブランド化を目指し磨きこんでいくものと考えている。

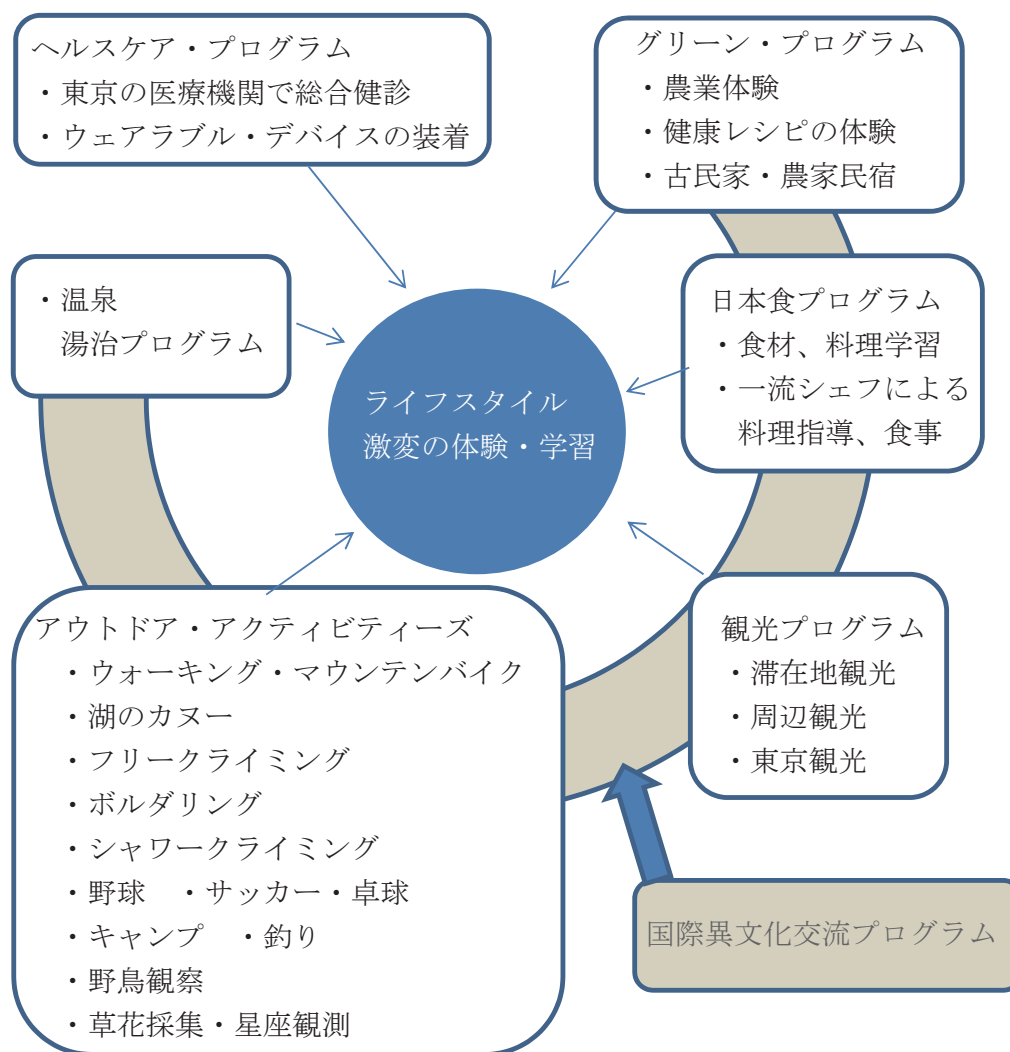
2016年4月25日から29日まで行われたUN/CEFACTジュネーブ会議では、このテーマの重要性、方向性が意見交換され、日本だけでなくグローバルなテーマとして共有された。

現在イメージしている健康寿命を延ばすための体験型・滞在型ツーリズムなどについてお話ししたい。(図2)

ライフスタイルの激変を目指した体験型・滞在型ツーリズムの概要

■ 目的を支えるプログラム体系

図-1



■ 運用はこのようなイメージ

図-2



■「ライフスタイルの激変をもたらす体験」をテーマにする理由

〈高齢化〉

- 世界的に高齢化が進んでいる。健康維持への関心は群を抜いて高い。病気にならないため予防に力を入れたいが、予防対策は病院の仕事ではない。病院はあくまでも病気を治す所になっている。予防についての相談場所はことの他少ないことに気がつく。病気の対策は厚生労働省だが健康の対策を主管する省庁はない(今まで不要だった)。個人が健康寿命に取組むには巷の議論に注目したり、サプリメントを買ったり、本を読むことになる。
- 法律で企業の社員健康管理は義務化されたが、本人を観察した上で健康寿命増進ストーリーや実践支援などはとても手が回らない。まだまだこれからだ。

〈肥満防止〉

- 「肥満は万病の元、メタボ対策の標的はやせること」が目標だが、容易に克服できる問題ではない。
- 強引な食事制限でいっとき痩せたとしても、多くは5年以内に元に戻ってしまったという統計がある。世の中に肥満が増え、ダイエットが世界的な強迫観念になっている。大勢のダイエット指導者が独自のダイエット法を世に出している。アマゾンで、「ダイエット」という文字の入った商品は、本から食品、道具に至るまで、何と60,000種類ある。またダイエットの方法については25,000種類に及ぶというから驚きである。例えば以下のような方法が知られている。
- カロリー計算ダイエット(英 ウェイト・ウォッチャーズ、他)
- 高タンパクダイエット(米 医師・循環器学者のアトキンス、他)
- 低血糖値ダイエット(仏 栄養学者モンティニヤック)
- 菜食主義や完全菜食主義(米国ローフードと東洋思想に基づく菜食主義)
- 原始人ダイエット(石器時代の食生活を再現したパレオダイエット)
- 道具依存型のダイエット(多数)
- フォークダイエット(ネット接続のフォークで食事スピードを管理、振動)
- スキニーオーガニックダイエット(おいしいものを食べラクに痩せていく)
- カロリー制限(CR法、アンチエイジング医療)
- 高タンパク複合式ダイエット(仏 デュカンのプロテインをメインに摂取)
- ※極めつけはこれ!
「空気だけで生きられる」(5年間何も食べていないスリランカ人を参考)

ここで少し補足。これらのダイエット方法は、人間を対象にした長期的で科学的な研究が十分なされていないところに根本的な原因があると言われている。それはどういう意味なのか?

人は、急激なダイエットをすると食欲を感知する遺伝子の機能が後天的に作りだされたこのダイエット環境が原因となって機能停止をしてしまう。すると脳が知っているいつもの食事量より少ない量しか食べないので、もともと備わっている防衛機能が働いて、今の自らの体は飢餓状態にある、大変だ、と判断してしまう。その結果、ご親切にも元の体重に戻そうとしてしまう。そのため、減量に成功したとしてもその後、ホルモンはずっと「空腹

で腹ペコだ」というシグナルを出しっ放しにすることになる。このようなシグナルが何ヶ月も連発されてはたまったものではない。折角の減量努力が「空腹で腹ペコ」シグナルにやられ、結局のところ丸々と肥えてしまうのだ。

減量だけに頼らず、決して後戻りしない自分だけの健康指標を見つけ出し、生活スタイルを大きく変える学習と実践こそが本質だ。そこでは温泉や自然エネルギーの効果を得ながら自分に合った運動やアウトドアアクティビティを日課に加え、自然環境の癒しや良い食材と料理を楽しみ、健康長寿に向って学び、自分のペースを確立することが理想的な環境ではないかと思う。

さらに自らの健康チェックは、生体データの収集と分析だけではなく、最先端を行く分子レベルの分析（DNA分析ではなくメッセンジャーRNA分析）も加え、自分の遺伝子は果たしてちゃんと働いているのかどうかも見守った方がいい。

日本各地に展開される「ライフスタイルの激変をもたらす体験型滞在型ツーリズム」が大人気となり、病気予防を期待する世界の観光客がもうすぐやってくるに違いない。私の属す団体は、このようなことを海外市場と連携する際のグローバルオフィス機能を果たしたいと夢見ている。

保養地に貼りだす「満員御礼・ありがとう」の多言語表示板を早く作らねば。

以上



記事5. UN/LOCODEの新規承認

今回2016-1 (2016年前半期分)として、以下の52件が日本に関する新規UN/LOCODEとして承認されましたのでご通知いたします。

コード	都道府県件名	日本語名	英文地名	緯度・経度
JPTIW	北海道	滝川市	Takikawa	4333N 14154E
JPHOA	青森県	弘前市	Hirosaki	4035N 14028E
JPZWA	秋田県	湯沢市	Yuzawa	3910N 14030E
JPYIO	秋田県	由利本荘市	Yurihonjo, Akita	3923N 14002E
JPKHT	山形県	高畠町	Takahata, Yamagata	3800N 14011E
JPTNZ	福島県	棚倉町	Tanagura, Fukushima	3701N 14022E
JPKQT	福島県	喜多方市	Kitakata, Fukushima	3739N 13952E
JPZIS	福島県	会津美里町	Aizumisato, Fukushima	3727N 13950E
JPFHB	福島県	磐梯町	Bandai, Fukushima	3733N 13959E
JPAHF	福島県	会津坂下町	Aizubange, Fukushima	3739N 13949E
JPBAN	茨城県	坂東市	Bando, Ibaraki	3602N 13953E
JPGSG	群馬県	嬭恋村	Tsumagoi, Gunma	3631N 13831E
JPINJ	埼玉県	伊奈町	Ina Saitama	3600N 13937E
JPGGO	埼玉県	生越市	Ogose, Saitama	3557N 13917E
JPYKD	千葉県	四街道市	Yotsukaido, Chiba	3539N 14010E
JPKGY	千葉県	鎌ヶ谷市	Kamagaya, Chiba	3545N 14001E
JPARI	東京都	有明(江東区)	Ariake, Tokyo	3538N 13947E
JPKIE	東京都	狛江市	Komae, Tokyo	3538N 13935E
JPKOQ	東京都	小平市	Kodaira, Tokyo	3543N 13928E
JPKYS	東京都	清瀬市	Kiyose, Tokyo	3546N 13931E
JPYNW	新潟県	湯沢町	Yuzawa, Niigata	3656N 13849E
JPWUZ	長野県	軽井沢町	Karuizawa, Nagano	3621N 13836E
JPINW	長野県	箕輪町	Minowa, Nagano	3555N 13759E
JPGSI	長野県	塩尻市	Shiojiri, Nagano	3606N 13758E
JPKIO	長野県	木曾町	Kiso, Nagano	3550N 13741E
JPINN	長野県	伊那市	Ina, Nagano	3550N 13750E
JPANG	長野県	中川村	Nakagawa, Nagano	3538N 13757E
JPLJM	長野県	飯島町	Iijima, Nagano	3540N 13755E

コード	都道府県件名	日本語名	英文地名	緯度・経度
JPGGG	岐阜県	下呂市	Gero, Gifu	3548N 13715E
JPOUI	岐阜県	輪之内町	Wanouchi, Gifu	3517N 13638E
JPDFG	愛知県	津島市	Tsushima, Aichi	3510N 13643E
JPTYC	愛知県	豊山町	Toyoyama, Aichi	3515N 13655E
JPSIX	三重県	志摩市	Shima, Mie	3420N 13650E
JPDIT	大阪府	大東市	Daito, Osaka	3442N 13537E
JPFSR	奈良県	葛城市	Katsuragi, Nara	3429N 13544E
JPKAS	奈良県	橿原市	Kashihara, Nara	3430N 13547E
JPJSO	岡山県	総社市	Soja, Okayama	3440N 13345E
JPMMK	岡山県	美作市	Mimasaka, Okayama	3500N 13410E
JPQIK	徳島県	上板町	Kamiita, Tokushima	3407N 13424E
JPZKK	徳島県	上勝町	Kamikatsu, Tokushima	3353N 13424E
JPKFK	高知県	安芸市	Aki, Kochi	3330N 13354E
JPKDP	福岡県	大川市	Okawa, Fukuoka	3312N 13023E
JPQYM	福岡県	みやま市	Miyama, Fukuoka	3309N 13028E
JPARJ	福岡県	朝倉市	Asakura, Fukuoka	3325N 13040E
JPKUO	福岡県	筑後市	Chikugo, Fukuoka	3312N 13030E
JPTIR	福岡県	大刀洗町	Tachiarai, Fukuoka	3324N 13037E
JPYEA	福岡県	八女市	Yame, Fukuoka	3311N 13033E
JPKKH	熊本県	菊池市	Kikuchi Kumamoto	3259N 13049E
JPZZO	熊本県	大津町	Ozu, Kumamoto	3252N 13052E
JPHFF	大分県	日田市	Hida, Oita	3319N 13056E
JPENB	宮崎県	えびの市	Ebino, Miyazaki	3202N 13049E
JPUFZ	沖縄県	浦添市	Urazoe, Okinawa	2615N 12742E

以上

記事6. 国連CEFACTからのお知らせ

国連CEFACT公式Website (<http://www.unece.org/cefact.html>) に以下の7件の記事(原文)が公表されています。

6-1 19 July 2016:

Following approval of the Procedures for Reference Data Model & Associated Artefacts Publication Project, this is to announce a call for participation. The scope of the project is to describe the complete process from inception to publication for Reference Data Model development and publication. The project will define how to implement the Open Development Process, ODP, for Reference Data Model artefacts. As a proof of concept a draft of either the current Supply Chain Reference Data Model, SCRDM, or the current Multi Modal Transport Reference Model, MMT, under development or both will be prepared for publication. This project is closely linked to the projects SCRDM and Procedure for CCTS 2.01 & CCBDA 1.0 & NDR 2.1 Artefacts Publication.

Membership is open to UN/CEFACT Experts with broad knowledge in the area of standards production and publication and awareness of implementer's expectations, the functions of UN/CEFACT, and its groups. The project team will work during the next months until 2017-06-01 mainly through conference calls and other electronic means. For more information, contact the Project Leader: Ulrike Linde.

2016年7月19日

国連CEFACTビューロは「参照データモデルならびに関連する成果物の公開」プロジェクトを承認し、このたび、同プロジェクトへの参加者を募集します。当プロジェクトのスコープは、参照データモデルの開発と正式公開に関する、プロジェクト開始から正式公開に至る完全なプロセスを記載することです。プロジェクトは、参照データモデルの成果物についての「公開開発手順(ODP)」の導入要領を定義します。その実証実験として、現在開発中の「サプライチェーン参照データモデル(SCRDM)」もしくは「マルチモーダル輸送参照モデル(MMT)」のどちらか、もしくは両方についての公開を準備する予定です。本プロジェクトはSCRDM、CCTS 2.01、CCBDA 1.0 及びNDR 2.01の成果物の公開と密接にリンクしています。

本プロジェクトへの参加にあたっては、標準の開発及び公開と導入者の期待についての普及啓蒙、国連CEFACTの機能およびその関係グループに係る分野で幅広い知識を有する国連CEFACTの専門家の方にご参加いただきたいと思えます。本プロジェクトチームは、2017年6月1日までの数か月にわたって主に、Web Conference Callにて作業を進めます。更なる詳細はプロジェクトリーダーのUlrike Linde氏にコンタクト願います。

6-2 18 July 2016:

UN/CEFACT is pleased to announce the start of a new project on “Core vocabulary related to single windows and similar platforms.” This project will seek to provide a more consistent use of the term ‘single window’ and propose other terms to clearly distinguish different types of systems. The resulting white paper is intended to be an annex to UNECE Recommendation 33 on Single Window. If you are interested in participating in this project, please contact the project leader, Abdoulaye BASSE or lead editor, Jari Salo. The first conference call is scheduled to take place on August 28th 2016 from 13:00 CET. The development of this Project can be followed on the Collaborative UN/CEFACT Environment “CUE” (<https://www2.unece.org/cefact/display/themepressdemo/Core+vocabulary+related+to+single+windows+and+similar+platforms>).

2016年7月18日

国連CEFACTは、新プロジェクト「シングルウィンドウ並びに同様のプラットフォームに関係するコアとなるボキャブラリー」のスタートをお知らせします。このプロジェクトは、更に整合性のある「シングルウィンドウ」に関する用語の利用を提供し、個々に異なるタイプのシステムを明確に区別する他の用語を提案します。その成果物となる「白書」はシングルウィンドウについてのECE勧告第33号の付属文書となるよう意図されています。本プロジェクトにご興味のある方はプロジェクトリーダーのAbdoulaye BASSE氏もしくは主エディターのJari Salo氏にコンタクトください。第一回のWeb会議は8月28日CET13:00に開催予定です。本プロジェクトの開発は「国連CEFACT共有環境」を利用します。

6-3 11 July 2016:

UN/CEFACT reminds that the cut-off date for submission of new DMRs for UN/CCL D.16B and EDIFACT D.16B is the 1st of August 2016.

2016年7月11日

国連CEFACTより、国連コア構成要素 D.16B 並びに国連EDIFACT D.16Bに関する新たな修正要請(DMRs)の送付期限について、2016年8月1日である旨の周知がありました。

6-4 5 July 2016:

Following approval of the Women in Trade Facilitation project, this is to announce a call for participation. The scope of this project is limited to Women in Trade Facilitation and the deliverable will be white paper. Relevant experts and interested parties are invited to join the project team, which shall work during the next months, working mainly through conference calls and other electronic means. For more information, contact the Project Leader: Paloma Bernal, the Lead Editor: Daniel Sarr, and/or the Editor: Andrea Fehr Hampton.

2016年7月5日

新プロジェクト『貿易円滑化のための女性の公平性確保』が国連CEFACTビューロにおいて承認されました

ので、プロジェクトへの参加募集をお知らせします。本プロジェクトのスコープは貿易円滑化のための女性の公平性確保に限定しており、プロジェクトの成果はWhite Paperです。関係の専門家およびご興味のある方は本プロジェクトチームへの参加を歓迎します。今後数か月かけて作業を進め、作業は主にWeb会議形式です。更に情報が必要な方は、プロジェクトリーダーのPaloma Bernal氏に、また、主 EditorのDaniel Sarr氏ならびに副 EditorのAndrea Fehr Hampton氏にコンタクト願います。

6-5 1 July 2016:

UNECE Secretariat has released the 2016-1 UN/LOCODE directory.

2016年7月1日

国連欧州経済委員会事務局により、UN/LOCODE 2016-1版が公開されました(詳細は、記事5を参照下さい)。

6-6 27 June 2016:

The UN/CEFACT Buy/Pay PDA is pleased to announce the opening of the Public Review period for the Extension of CII Technical Artefacts Project. The purpose of this project is to develop the technical artefacts needed in order to allow users to implement the CII based on the SCRDM and Core Component Business Document Assembly (CCBDA). The 60 days Public Review period will end on August 27th 2016. BRS and RSM are available for review. Any comments should be submitted to the Project Lead Natascha Rossner and Lead Editor Gerhard Heemskerk using the Public Review Comment Template.

2016年6月27日

国連CEFACTの「BUY(受発注)/PAY(代金精算)企画開発分野(PDA)」より、「クロスインダストリーインボイス(CII)技術成果物(拡張版)」プロジェクトの公開レビュー開始についてお知らせします。このプロジェクトの目的は、ユーザーが、「サプライチェーン参照データモデル(SCRDM)」と「コア要素ビジネスドキュメント仕様(CCBDA)」に基づいてCIIを導入する際に必要な技術的な成果物を開発することです。公開レビューは公開日から60日間ですので2016年8月27日がコメントを送る期限です。レビューの対象はビジネス要求仕様(BRS)と要求仕様マッピング(RSM)です。コメントはthe Public Review Comment Template.を使って、プロジェクトリーダーのNatascha Rossner氏、主 EditorのGerhard Heemskerk氏に送付ください。

6-7 23 June 2016:

Online registration to the 28th UN/CEFACT Forum is now open.

2016年6月23日

第28回国連CEFACTフォーラム(バンコック・タイにて2016年9月26日～30日に開催予定)に参加される方はオンラインにて登録ください。

以上

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動にご興味を持たれる方や日本輸出入者コードの利用者の方々のご参考として関係諸組織・団体ホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますのでご活用下さい。

- ▶ 当協会に関係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入関係手続きに関係する業界団体等
- ▶ 輸出入関係手続きに〔国内物流〕関係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(国内)
- ▶ 貿易簡易化や電子商取引の標準化組織・団体(海外)
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

JASTPRO 第42巻 第4号 通巻第453号

・禁無断転載

平成28年7月28日発行 JASTPRO刊16-04

発行所 (一財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電 話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山内大二郎

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

電子版は、当協会ウェブページのお知らせ欄にてご覧いただけます。

<http://www.jastpro.org/topics/index.html>

掲載通知をご希望の皆様には、メールにてその旨ご案内申し上げますので、ご希望の方は毎月20日までに次の内容を下記のE-mailアドレスにお知らせくださいますようお願いいたします。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(一財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務部 業務一部長 石垣 充

E-mail address: gyomu_dept@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
Trade
PROcedures